

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

担当部署：産業開発・公共政策部

民間セクターグループ第一チーム

1. 案件名	
化学物質管理強化プロジェクト	
2. 協力概要	
<p>(1) 事業の目的</p> <p>ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」）において、化学物質管理制度に科学的なリスク評価、リスク管理を導入し、国家化学物質データベースを開発してリスクベースの化学物質管理制度を整備する。これにより「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD: World Summit on Sustainable Development）」2020年目標ⁱが達成され、健康と環境への影響が最小化された方法で化学物質が使用、生産されることに寄与する。</p> <p>(2) 調査期間 2014年10月～2017年9月（計36か月）</p> <p>(3) 総調査費用 3.5億円</p> <p>(4) 協力相手先機関 商工省（MOIT:Ministry of Industry and Trade） 化学物質管理局（VINACHEMIA: Vietnam Chemicals Agency）</p> <p>(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）</p> <p>調査対象 環境管理</p> <p>対象地域 ハノイ、ホーチミンを中心とする工業集積地域</p> <p>裨益者 VINACHEMIA 及び天然資源環境省（MONRE: Ministry of Natural Resources and Environment）他化学物質管理を担当する関連省庁・機関の職員、化学物質管理制度の対象となる民間企業（3,000社以上）等、一般国民</p>	
3. 協力の必要性・位置付け	
<p>(1) 現状及び問題点</p> <p>リスクベースの化学物質管理制度ⁱⁱの整備は2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」において合意された2020年目標の一項目であり、これに基づき、ASEAN諸国は化学物質管理制度の整備に取り組んでいる。ベトナム政府も化学物質管理を重要な課題として位置付け、2007年に包括的な化学物質管理法制である化学品法を制定し、同法に基づき、主管であるMOITが中心となって、各分野を所管するMONRE他7省と連携して国家全体の化学物質管理行政を実施している。2009年にはMOITにVINACHEMIAを設立、化学物質の一元的管理を目指した取り組みが進められている。</p> <p>現在、VINACHEMIAは、職員36名の体制で、規制対象化学物質（有害化学物質等）の指定、規制対象化学物質の輸入申告の審査、製造申告の審査（ただし現状の対応件数は極めて少ない）、化学工場の事故への対応等を行っている。しかし、現行の管理制度は、規制対象化学物質がベトナム国内の化学物質の輸入・製造・使用実態を反映する形で設定されていない、化学物質情報の収集・集計・分析が十分になされていない、化学物質の取扱いに関する申告、届出、登録制度や新規化学物質の審査制度が整っていない等の課題を抱えているため、国家化学物質インベントリー及びデータベースⁱⁱⁱを構築し、化学物質情報の収集方法を改善した上で、化学物質の輸入・製造・使用実態にあわせたリスクベースの管理制度を導入して化学物質管理行政を強化することが必要となっている。</p> <p>また、ベトナム政府全体の取り組みとして、MOITが開発する国家化学物質データベースの情報が将来的にMONREが計画している「汚染化学物質排出移動登録（PRTR）制度」に活用されることで、環境リスク評価制度構築に資することが期待されている。</p> <p>(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ</p>	

「社会経済開発 10 か年戦略」(2011~2020)及び「社会経済開発 5 か年計画」(2011-2015 年)の中で環境保全を重点項目として位置付けており、「2020 年までの環境保護国家戦略」の中では化学物質に関する安全対策として、化学物質の登録、事故防止・事故対応、安全性の技術標準と充足要件の制定・適用が掲げられている。

また、ベトナム政府は、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」を採択した 2002 年の WSSD や、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」を採択した 2006 年の国際化学物質管理会議に参加しており、適切な化学物質管理に向けた取り組みを重要な国際的な責務と捉えている。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

スウェーデン化学品庁が化学品法制定、VINACHEMIA 設立、関連法令・政令・通達の作成を協力してきたが、2014 年以降はベトナムへの協力を縮小し、査察制度に関する限定的な協力を実施予定。本プロジェクトとの重複や連携の予定はない。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

本案件は我が国の対ベトナム国別援助方針(2012 年 12 月)の重点分野「脆弱性への対応」に該当し、急速な都市化・工業化に伴い顕在化している環境問題への対応を支援する方針と合致する。

また、我が国経済産業省はアジア地域の化学物質管理制度の相互調和(アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティ構想)を提案しており、2012 年に MOIT との間に「化学物質管理分野における日ベトナム協力文書」を締結して協力(専門家派遣、研修員受入)を行っている。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

- (a) 化学物質管理制度の概念設計と VINACHEMIA の活動計画策定
 - 化学物質管理に関する政策、法令、省令、通達等の確認
 - 関係省庁との連携関係構築を含む化学物質管理制度強化の概念設計
 - VINACHEMIA の短期・中期活動計画(組織機能強化計画)の策定
- (b) 工業化学物質実態調査(官民企業を対象とした化学物質の取扱い実態の調査)
 - 実態調査の対象・調査項目の検討
 - 調査仕様書(Terms of Reference)の作成及び調査実施準備
 - 調査の実施
 - 調査結果の分析
- (c) 国家化学物質インベントリー及びデータベースの開発
 - 国家化学物質インベントリー及びデータベースの概念設計
 - 国家化学物質インベントリーの策定
 - 国家化学物質データベースの概略設計
 - 国家化学物質データベースの開発
 - 国家化学物質データベースの要件定義の見直し・最終化
- (d) リスクベースの工業化学物質管理制度^{iv}の構築
 - リスク評価制度構築に必要な情報収集
 - リスクベースの工業化学物質管理制度の設計
 - 新規工業化学物質の評価と登録手続きの設計
 - リスクベースの工業化学物質管理制度に関するマニュアルの作成
 - リスクベースの工業化学物質管理制度を運用するための人材育成
 - リスクベースの工業化学物質管理制度の試行的運用、モニタリング及び評価
 - リスクベースの工業化学物質管理制度の運用開始に向けた調整・最終化
- (e) 化学物質管理に関する啓発活動
 - 化学物質管理に係る政府職員を対象とした啓発セミナーの実施

➤ 化学物質管理に関する官民企業向け啓発セミナー及び制度普及キャンペーンの実施

(2) アウトプット (成果)

- (a) VINACHEMIA の短期・中期活動計画 (組織機能強化計画)
- (b) 工業化学物質実態調査報告書
- (c) 国家化学物質インベントリー
- (d) 国家化学物質データベース
- (e) リスクベースの工業化学物質管理制度^v
- (f) リスクベースの工業化学物質管理制度のマニュアル
- (g) リスクベースの工業化学物質管理制度に関する研修実施
- (h) 関係する政府職員、官民企業への啓発セミナー及び制度普及キャンペーンの実施

(3) インプット (投入): 以下の投入による調査の実施

- (a) コンサルタント (分野/人数)
 - 総括/化学物質管理計画 (1名)
 - 工業化学物質管理制度設計 (1名)
 - 工業化学物質実態調査 (1名)
 - 工業化学物質データ分析 (1名)
 - 化学物質インベントリー策定 (1名)
 - 化学物質データベース開発 (1名)
 - 人材育成 (1名)
 - 啓発活動 (1名) 合計 64.75M/M (仮)
- (b) その他 研修員受入れ
 - 国別研修 10名 5回
 - ローカルコンサルタント (工業化学物質実態調査、化学物質データベース開発支援、工業化学物質管理制度構築支援)

5. 協力終了後に達成が期待される目標

- (1) 提案計画の活用目標
産業界の実態を踏まえ、化学物質のリスク評価を取り入れた、工業化学物質管理制度が承認される。
- (2) 活用による達成目標
WSSD 2020 年目標に沿ったリスクベースの化学物質管理制度の運用が開始され、工業分野を中心に化学物質管理が適切になされる。^{vi}

6. 外部要因

- (1) 協力相手国内の事情
ベトナム政府の化学物質管理政策が変更されない。
カウンターパートが離職せず、その職務が変更されない。
- (2) 関連プロジェクトの遅れ
該当するプロジェクトはない。

7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮 (注)

本プロジェクトは化学物質管理のためのインベントリー、データベース等の開発支援を通じて化学物質管理制度を強化するための協力であるため、貧困・ジェンダー・環境等への配慮事項はない。

8. 過去の類似案件からの教訓の活用 (注)

- (1) 国家全体の化学物質管理制度の整備及び本プロジェクトの成果の活用のためには、MONRE 他関係省庁との連携が必要であるが、関係機関との連携及び情報共有が困難であることが

ベトナムの技術協力プロジェクトに共通して見られる傾向であることを踏まえ、関係省庁をメンバーとする合同調整委員会を設置することで情報共有の仕組みを作り、また活動に MONRE との連携を組み込むことによって、プロジェクトの活動を通じて関係省庁との連携関係が促進されるように配慮した。

- (2) 工業化学物質実態調査に関して、タイ「環境基準・排出基準設定支援プロジェクト」のインベントリー調査において、調査対象の企業が化学物質情報の提供に極めて慎重であったため、対話プロセスを通じて調査を実施したことが有効であったとの教訓を踏まえ、プロジェクトの活動に啓発活動を組み込むことで、企業側の理解促進を図り、情報提供への協力を引き出すように配慮した。

9. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標

(a) 活用の進捗度

- ・リスクベースの工業化学物質管理制度の運用開始に関する通達、对外発表文書等

(b) 活用による達成目標の指標

- ・国家化学物質データベースのデータ収集数、稼働状況
- ・規制対象工業化学物質の更新状況、指定更新数
- ・指定化学物質の申告、届出、登録数
- ・新規化学物質管理制度の利用数

(2) 上記 (a) および (b) を評価する方法および時期

- ・プロジェクト終了3年後 事後評価
- ・必要に応じてフォローアップ

(注) 調査にあたっての配慮事項

ⁱ WSSD 2020 年目標は「透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指す。」

ⁱⁱ 化学物質がどの程度の有害性を持っているかのみならず、その有害性が人や動植物に影響を与えるリスクがどの程度あるかという視点に立って化学物質の管理を行う制度。

ⁱⁱⁱ 国家化学物質インベントリーとは、管理制度の対象となる化学物質のリストを指し、ベトナムの化学物質の取扱い実態に基づく分類と物質定義で構成される。国家化学物質データベースとは、インベントリーに基づき、管理対象の化学物質の輸入・製造・使用状況及び有害性に関する情報を収集・蓄積し、これらを集計・分析してリスクベース管理を行うための情報システムを指す。

^{iv} 化学物質の管理方法は工業分野、保健分野、農業分野等種別によって異なるため、本プロジェクトでは工業分野の化学物質管理制度構築を対象とする支援を行う。なお、本プロジェクトで支援する国家化学物質データベースは、全ての化学物質に関する情報の収集、分析に活用されるものであり、他分野を含めた全体の化学物質管理制度の整備に寄与するものである。

^v 本プロジェクトではリスクベースの工業化学物質管理制度の設計、構築及び運用に必要な支援を行い、運用開始に必要なベトナム政府内の法令・規則等の策定・承認手続きはベトナム側が実施する。

^{vi} 規制対象化学物質に関する輸入、製造、使用の実態及びリスクが把握され、その取扱いに関する申告、許可申請、証明書提出、審査等の化学物質の安全管理に必要な手続きが適切に行われることを指す。